# 陸前高田市 今泉地区 被災市街地復興土地区画整理事業 説明資料

## 平成29年11月





### 目 次

■ はじぬ	かに
<b>■</b> これき	までの経緯について
1 今5	泉地区土地区画整理事業に係る事業計画変更案について
(1)	設計の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
(2)	資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
2 今後	<u>後の土地区画整理事業の流れ等について</u>
(1)	縦覧、意見書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・P6
(2)	今後の土地区画整理事業の流れ・・・・・・・・・・・・P7
	整備スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8

#### ■ はじめに

本市では、東日本大震災で甚大な被害を受けたまちの復興を目指し、新しいまちづくりを進めるための取り組みを行っています。

今泉地区においては、土地区画整理事業により移転先の高台及び市街地の整備を行うこととし、順次造成工事を進めているところです。

今般、土地区画整理事業の進捗に伴い、整備箇所や工事実績を踏まえた資金計画等の見直しを行い、土地区画整理事業の事業計画変更案を取りまとめましたので、ご説明いたします。

- 1 今泉地区土地区画整理事業に係る事業計画変更案について
- 2 今後の土地区画整理事業の流れ等について

今回の説明会に続き、縦覧等の手続きを経て、平成30年2月までに事業計画の変 更認可を得て、事業進捗を図って参ります。

#### ■ これまでの経緯について

<十地区画整理事業>

平成24年2月 土地区画整理事業(先行地区)の都市計画決定

9月 先行地区の事業認可

平成25年2月 土地区画整理事業(全体地区)の都市計画変更

11月 土地区画整理事業(全体地区)の都市計画変更

平成26年2月 全体地区の事業認可

平成27年1月 土地区画整理事業(今泉地区)の都市計画変更

12月 今泉地区事業計画変更(第2回)認可

平成28年6月 今泉地区事業計画変更(第3回)認可

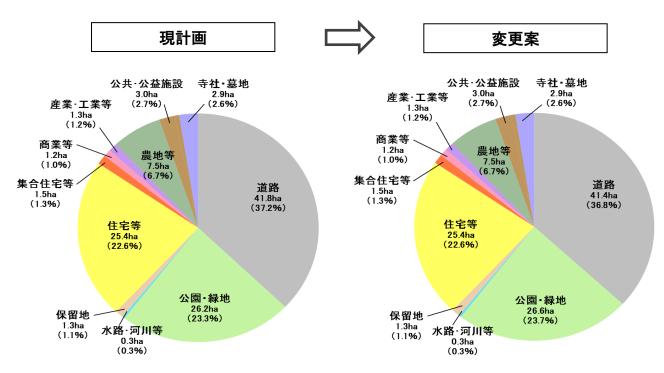
平成29年8月 今泉地区事業計画変更(第4回)認可

### 1 今泉地区土地区画整理事業に係る事業計画変更案について

#### (1)設計の概要

- 土地利用計画の見直し
  - ① 道路及び公園・緑地形状等の見直し 実施設計による精査に伴い、道路法面や緑地の形状を変更します。
  - ② 事業区域の縮小 緑地計画の見直しにより区域除外し、事業区域の縮小を行います。

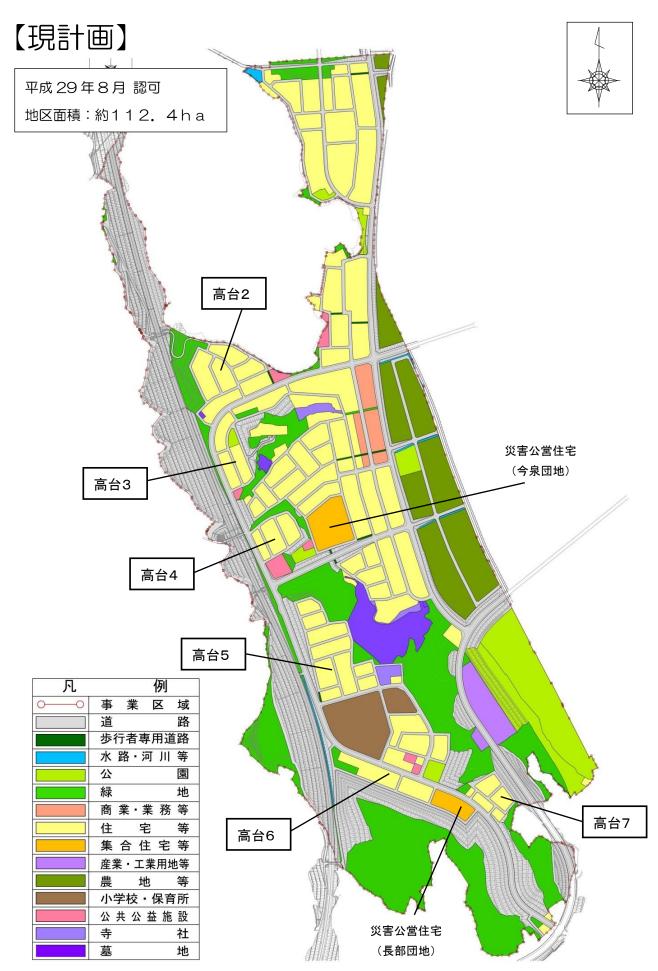
#### 〇 土地利用計画案

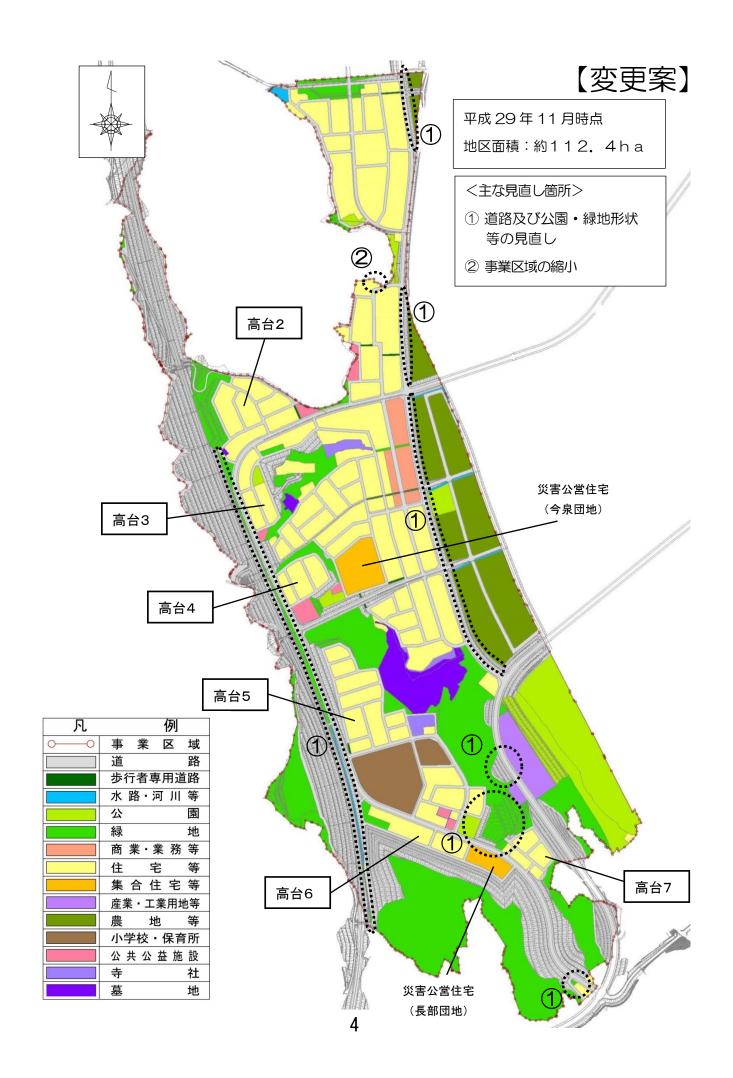


#### ○ 平均減歩率(変更なし)

合算減歩率	57. 14%
公共減歩率	55. 87%
保留地減歩率	1. 27%

・減歩率は、事業による土地の利用価値の増加の度合いに応じて算定されます。





### (2) 資金計画

(**支 出**) (単位:億円)

	現計画 🗖	> 変更案	主な増減理由
公共施設整備費 (道路・公園等の整備費)	668.1	689.8	・施工展開の見直しによる土工事の増 ・道路工事に係る実施設計の精査に伴う増
補償費 (立木等の補償費)	9.0	9.7	<ul><li>精査による増</li></ul>
宅地整地費 (宅地の整地工事費)	43.1	91.7	・土工事及び擁壁工事に係る実施設計の精査に伴う増
その他工事費 (事業のための調査費等)	40.2	35.9	・精査による減
計	760.4	827.2	_

(**収 入**) (単位:億円)

	現計画	> 変更案	主な増減理由
復興交付金等 (国の補助金)	630.3	717.7	・公共施設整備費等の工事費の増
保留地処分金	2.0	2.0	_
市費	O.1	O.1	_
公共施設管理者負担金	128.0	107.4	・施工範囲等の変更による減
≣†	760.4	827.2	_

#### 2 今後の土地区画整理事業の流れ等について

### (1) 縦覧、意見書の提出

「1 今泉地区土地区画整理事業に係る事業計画変更案について(P2~P5)」で説明した内容について、次のとおり縦覧します。

また、この案について意見のある利害関係者は、岩手県知事に対して、意見書を提出することができます。

#### 〔縦覧〕

事業計画変更(案)について、次のとおり縦覧します。

期 間: 平成29年11月29日(水)~12月12日(火)

※ 土日も縦覧できます。

時 間:午前8時30分~午後5時15分

場 所:陸前高田市役所 東棟 第8会議室

#### 〔意見書の提出〕

提出期間:平成29年11月29日(水)~12月26日(火)

提出方法:岩手県県土整備部都市計画課へ持参又は郵送(12月26日(火)

消印有効)して下さい。

様式は任意ですが「意見書」と表記し、住所、氏名を記入して下さい。提出された意見については、意見の要旨を岩手県都市計画審議会に提出します。個別には回答致しませんので、ご了承願います。

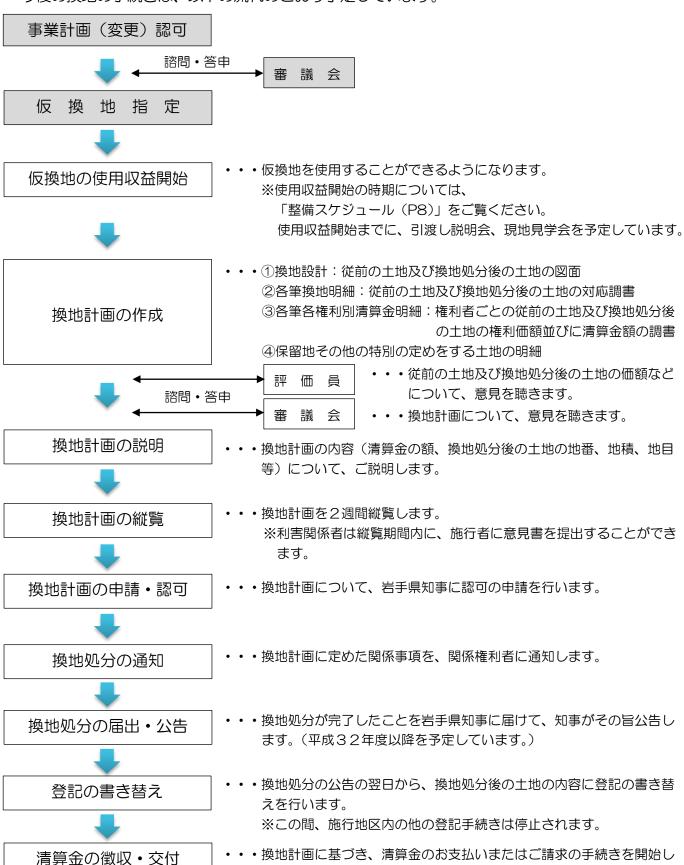
提出 先:岩手県 県土整備部都市計画課

住所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

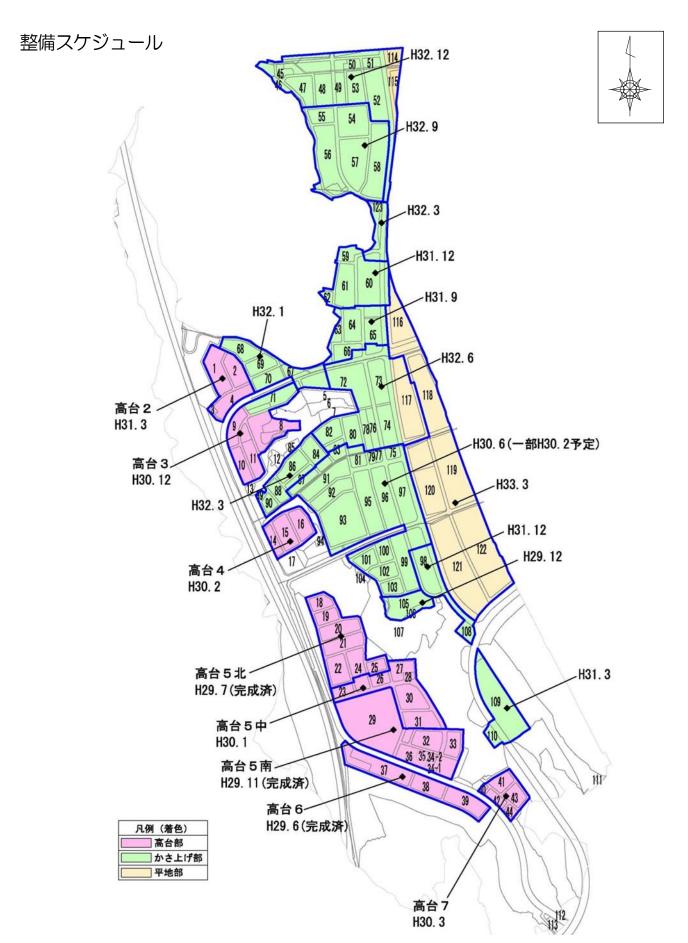
電話 019-629-5892

### (2) 今後の土地区画整理事業の流れ

今後の換地の手続きは、以下の流れのとおり予定しています。



ます。



※平成 29 年 11 月説明会時点でのスケジュールであり、工事展開の変更等により、完成時期は変動することがあります。

#### 【お問合せ先】

<事業施行者>

陸前高田市

復興局 市街地整備課

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石 42-5

TEL 0192-54-2111(代表) 市街地整備課 内線 452、453、454(今泉)

<事業受託者>

独立行政法人都市再生機構(UR 都市機構) 岩手震災復興支援本部 陸前高田復興支援事務所

〒029-2203 陸前高田市竹駒町字相川 28-1 TEL 0192-53-2630